

教育委員会議事録

令和2年3月臨時会

海老名市教育委員会

教育委員会議事録
(令和2年3月臨時会)

- 1 日 付 令和2年3月23日(月)
- 2 場 所 えびなこどもセンター201会議室
- 3 出席委員 教育長 伊藤 文康 教育委員 平井 照江
教育委員 海野 恵子 教育委員 酒井 道子
教育委員 濱田 望
- 4 出席職員 教育部長 伊藤 修 教育部次長 萩原 明美
参事兼教育総務課長 中込 紀美子 就学支援課長兼指導主事 小林 丈記
参事兼教育支援課長 和田 修二 教育支援課教育支援担当課長 浅井 大輔
学び支援課長 外村 智昭 就学支援課長補佐兼就学支援係長 小野沢 孝子
就学支援課主幹兼健康給食係長 長田 茂美
- 5 書 記 教育総務課主幹兼総務係長 栗本 欣幸 教育総務課主事 湊 大輝
- 6 開会時刻 午前10時15分
- 7 付議事件
日程第1 議案第21号 海老名市学校給食に関する今後の方針の策定について
日程第2 議案第22号 海老名市立学校教員の働き方改革推進プランの策定について
日程第3 議案第23号 海老名市立学校の教育職員の業務を行う時間に関する規則の制定について
日程第4 議案第24号 海老名市立小中学校修学旅行の在り方についての方針の策定について
- 8 閉会時刻 午後0時15分

○伊藤教育長 本日の出席委員は全員であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。これより、教育委員会3月臨時会を開会いたします。

本日は、傍聴希望者がございます。傍聴者につきましては、教育委員会会議規則第19条に規定されておりますので、傍聴を許可したいと思いますのですが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって傍聴を許可します。傍聴人を入室させてください。

今会の署名委員は、酒井委員、平井委員、それぞれよろしく申し上げます。

○伊藤教育長 それでは、審議事項に入ります。

日程第1、議案第21号、海老名市学校給食に関する今後の方針の策定についてを議題といたします。説明をお願いします。

○教育部長 議案第21号、海老名市学校給食に関する今後の方針の策定についてでございます。提案理由といたしましては、海老名市学校給食検討委員会報告書を踏まえ、海老名市学校給食に関する今後の方針を策定したいため、議決を求めるものでございます。

資料の3ページをご覧ください。提案理由でございますけれども、ただいま申し上げた通りでございます。2の概要です。本市の実情を踏まえた方向性といたしまして、小・中学校それぞれの学校給食に関する7つの方針につきまして、別紙のとおり定めるというものでございます。別紙につきましては、後ほど説明いたします。

今後のスケジュールでございますが、本日ご決定いただければ、4月の庁議でご報告をさせていただきます。

資料の5ページが海老名市学校給食に関する今後の方針でございます。こちらは読ませていただきます。

海老名市学校給食に関する今後の方針（案）

海老名市教育委員会は、海老名市立小中学校における学校給食の今後の方針を次のとおり定める。

海老名市教育委員会、各小中学校においては、この方針を基に、今後の学校給食について取り組みを進めていくものとする。

また、教育委員会は、広く意見を聞くとともに、社会情勢の変化等を勘案しながら、本市の現状や将来の見通しなどを踏まえ、「最適な方法を検討」し、方針の適宜見直しを図るものとする。

小学校給食です。小学校給食は、3点の方針です。

- さらに「魅力ある給食」を目指すために、日常的な献立の工夫に加え、各種行事やイベント（ラグビーW杯、オリンピック・パラリンピック）などに関連した新たな献立の開発などに、継続的に取り組む。
- 地産地消の推進や季節を感じられる食材の積極的な活用、給食調理施設の見学などを通じ、「食に関する指導の充実」に取り組む。
- 上記を実現させるために、「適正な給食費の水準」に関し、研究・検討を進める。なお、その際には、保護者に対し、丁寧な説明を行う。

以上が、小学校給食に対する3点の方針です。

続きまして、中学校給食については4点ございます。

- セーフティーネットの役割を果たすだけでなく、子どもたちにバランスの良い食事と正しい食習慣を身に着けさせるためにも、「中学校給食を再開」する。
- 早期かつ6校同時に給食を再開するため、経費面や準備期間から「センター方式」での再開を検討する。
- 中学校給食再開に際しては、本市の現状や将来の見通しなどを踏まえ、民間活力の導入なども含め、「最適な方法を検討」する。
- 海老名市学校施設再整備計画との整合性を踏まえながら、「自校方式の

長期的な視点での検討」を続ける。

以上が、海老名市学校給食に関する今後の方針（案）でございます。

この方針を策定するにあたって、資料といたしまして、「海老名市学校給食検討委員会報告書 令和2年2月17日海老名市学校給食検討委員会」という資料をお配りさせていただいておりますので、こちらの概要について説明をさせていただきます。

資料3ページをご覧ください。子どもたちの食の現状と課題ということで、社会情勢の変化と子どもたちの食生活について記載をさせていただいております。資料の中段に子どもたちに見られる現状といたしまして、「朝食をとらない児童生徒」、「加工食品の過剰摂取」、「塩分過多の食品摂取」、「孤食と「ながら」食べ」、「偏食」「嗜好」の課題」などを挙げさせていただいております。

また、社会情勢の変化として、女性の社会参画等がありまして、また更に同働き家庭や一人親家庭が増えているというような状況がございます。このような中で、栄養バランスがとれた昼食を学校給食で提供していくことは、子どもたちの望ましい食習慣を促し、子どもたちの心身の健全な発達を支えているという重要な役割を学校給食が担っているという状況でございます。

またこれらの、近年の社会情勢の変化を受けまして海老名市教育委員会といたしましては、平成31年度に「海老名市学校給食検討委員会」を設置いたしました。この検討委員会では、平成19年度に「海老名市の学校給食に関する将来計画策定委員会」において検討された事項につきましても、時代の流れ等を踏まえつつ協議を進めたところでございます。

資料4ページは、海老名市学校給食検討委員会について記載させていただいております。④の主な検討事項をご覧ください。

小学校給食については、「学校給食の改善「おいしい給食の提供」、「給食費の見直し」ということが主な検討事項で進めてまいりました。

中学校給食については、「中学校給食の再開」と「中学校給食の実施方法」について協議を進めたところでございます。

5、6ページにつきましては、検討の経過を記載させていただいております。第1回を5月27日に実施して以降、2月17日まで計8回にわたりまして検討を進めてきたところでございます。検討内容につきましては記載の通りです。

7 ページからは、アンケート結果でございます。小学校の児童へのアンケートについては、「給食は好きですか。」の問いに対しましては、89.1パーセントの児童が「給食が好きだ」というような回答をいただきました。一方で、「中学校での昼食はどのようなスタイルがいいですか。」というのを小学校6年生の児童に対しましてアンケートを実施した結果、19.2パーセントが給食、67.4パーセントが家庭弁当を望んでいるような結果でございます。このようなことにつきましては、下の「考察」の3つ目をご覧くださいなのですが、小学校の6年生の約7割の児童が「家庭弁当」を望んでおりますが、これについては、遠足や運動会等のお弁当のイメージが強くて、児童にとってお弁当は特別なイメージがあるというようなことに起因するのかなと考察しております。

8 ページが中学校の生徒を対象としたアンケートでございまして、「昼食はどのような方法でとっていますか。」という問いに対しましては、「家庭弁当」が77.2パーセントでした。下の「中学校での昼食はどのような方法でとるのがよいと思いますか。」という問いに対しましては、「給食でとりたい」という方が23.8パーセントいました。また、「家庭弁当」については64.4パーセント、「注文弁当」については11.6パーセントというような状況がございました。

9 ページにつきましては、小中学校の教職員対象のアンケート結果でございます。まず、「小学校の給食についてどう思いますか。」という問いに対しましては、「よい」と「どちらかというといよい」を合わせますと、73パーセント、7割強の教職員が現状の給食がよいというような意見をいただいております。また、中学校の教職員につきましては、「中学校の昼食の方法として何が望ましいと思いますか。」という問いに対しましては、「持参弁当」「注文弁当」が81パーセント、「給食」が15.5パーセントという状況でございました。このような中で、小学校の教職員の主な意見としては「行事等、子どもたちが喜ぶ季節感の演出が素敵です。」「献立によっては、品数が少なくなっているように感じる。」というような意見をいただいております。中学校の教職員については、「忙しい家庭には注文弁当はありがたい。」というような意見をいただいております。「考察」をご覧くださいのですが、小学校給食については73パーセントの教職員が肯定的にとらえられている一方で、献立の改善に関する要望を多くあったというような状況でございました。中学校につきましては、下から2つ目をご覧ください。中学校教職員は、小学校と同様の給食の実施について、給食指導、食育指導等への負担感や、教育課程や校内の配膳室等の課題を指摘しているという一方で、約15パーセントの教職員については、小学校給食と同

様の給食を望んでいるというような結果もございました。

10ページは保護者向けのアンケート結果でございまして、「小学校の給食についてどう思いますか。」という問いに対しましては、「よい」と「どちらかといえばよい」を合わせますと、92.8パーセントという、非常に肯定的な意見をいただいております。「中学校の昼食の方法として何が望ましいと思いますか。」という問いに対しましては、小学校給食と同様の給食がよいというのが90.1パーセントで、非常に高い割合で中学校給食を望んでいるというアンケート結果が表れたところでございます。また、主な意見としては、小学校給食では「献立表も見ていて、時々、品数に寂しさを感じます。」、「物価が上昇しているのに、給食費は据え置きで、量や質が悪くなっているのでは？」という懸念の声もいただいております。中学校給食では「小学校の給食をまた食べたい」と言っています。中学校でも給食をお願いします。」というような声や、「小学校の時と同様、あたたかい給食にしてほしいです。」、「中学生の保護者は、共働きの家庭が多いです。まわりの市では、中学校は給食なのに、海老名市は遅れています。」というような声がございます。このようなことから、9割を超える保護者が、小学校給食に関して満足感を得ている一方で、中学校の保護者からは配食弁当のイメージが良くないことが指摘されております。

11ページが小学校4年生のアンケートということで、朝食についてのアンケートを実施したところでございます。結果としましては、5点示させていただいております。「炭水化物に偏りがちになっている。」、「朝食を簡単に済ませる傾向がある。」、「副菜としては、ウインナー等の加工食品や調理食品を使う傾向がある。」、「朝食に野菜をとることが少なく、全体的な栄養素が偏りがちである。」、また「朝食を食べてこない児童がいることも気になる。」という形でございます。下段に表を記載させていただいておりますけれども、こちらは、黄色、赤、緑、青と表示している要素の全てが満たされていると非常に栄養バランスが良いというものなのですが、この結果を見ますと、栄養バランスに偏りがある児童が多くいるということが明らかになっているところでございます。

このようなことから、小学校給食について議論を深めた結果が12ページ以降でございます。(2)の小学校給食の改善に向けてということで、中段、②の検討内容をご覧ください。献立・メニューの工夫については、「家庭で作ってみたいくなる献立」、「「楽しみな給食」があるとよい」、「おかずにと工夫必要」、「流行にマッチングさせていく」、「地産地消を推進する」などの意見が出たところでございます。食の指導の充実につきましては、「給食に携わる人への感謝の気持ちを養う」、「生産者の顔が見える工夫を行う」、「給食への興味

関心を高める」といったようなことが必要でないかという意見がございました。そのほか、家庭・地域・学校と給食施設の連携については記載のとおりのご意見が出たところでございます。

このような中、もうひとつの大きなテーマを13ページに記載しております。(3)の給食費のあり方についてということで、検討を行いました。①といたしまして、海老名市の給食費については、平成21年度に見直しを行いました。以降10年間に渡って年間44,000円の徴収が続いております。また、平成24年度からは、給食費と食材費を市の予算で執行するという公会計制度を導入したことにより、教職員の負担の軽減も図られているような状況でございます。②といたしましては、平成21年から10年間かけて食材費は上昇しております。さらに、牛乳やごはんの単価も同様に上昇していることから、給食費が据え置きされている間に、この10年間においておかずの価格が抑制傾向になることが避けられていない状況が明らかになりました。13ページの表で、この10年間に渡っての食材の価格変動等を記載しておりますけれども、ありとあらゆる食材において価格が上昇している傾向があることが分かります。このようなことから、同じ献立を作るにあたって、平成21年度と令和元年度ではどのようなコストが必要かということに記載しております。例えば中段の「麻婆豆腐・和風チャプチェ・みかん・ごはん・牛乳」という献立ですとこのようになっているという状況です。

14ページは、神奈川県内他市町村の給食費ということで、海老名市は月額4,000円という状況でございますけれども、近隣市町村、例えば座間市は4,500円、綾瀬市は4,400円でございます。近隣市町村と比べても海老名市の給食費は低いということが明らかになりました。

このようなことから、14ページの(4)、給食費の今後につきまして、子どもたちが喜ぶ、魅力ある給食を実現するためには、現在の給食費では困難であることが明らかになりましたので、今後は、物価の上昇や近隣市の給食費の状況を参考にしながら、給食費の適正化を図っていくよう検討を進めていく必要がありますという結果となったところでございます。

続きまして、15ページ以降が中学校給食についてでございます。15ページには、現在の給食弁当注文方式の配食数と喫食率について記載させていただいております。喫食率は減少傾向ではございますけれども、セーフティネットとしての役割は果たしているものと認識しております。

16ページが、全国での中学校給食の実施状況についてでございます。平成30年5月1日現在の調査では、福島県では100パーセント、全ての学校で中学校給食を実施している一方で、神奈川県内では44.5パーセントということで、全国と比べると遅れているという状況が明らかになったところでございます。

続きまして、17ページでは給食の実施方式といたしまして、4つの方式と、それぞれのメリット・デメリットについて協議を行った結果を記載させていただいております。

このような中、給食施設の視察を行いました。その結果を18ページ、19ページに記載しております。

このようなことを踏まえまして、20ページが、中学校給食再開に向けての検討協議でございます。検討委員会の方向性といたしましては、各委員とも、「中学校給食を再開することが望ましい」との意見で一致したところでございます。

検討委員会委員からの主な意見といたしまして、1点目といたしましては、中学校給食の実施は、学校施設の建設費等の課題はあるが、貧困家庭のお子さんを救うセーフティネットの意味でも、再開することは必要だ。

2点目といたしましては、また、現実的に子どもたちの食生活を見ていくと、給食でバランスの良い栄養を取っている現状がある。

3点目といたしましては、食に関しては、基本的には家庭が責任を持ち、家庭が考えるものであるが、現在の状況を見ると、子どもたちにバランスの良い食事と正しい食習慣を身に付けていくことは大切であって、中学校給食を再開する時期に来ている。

4点目といたしましては、中学校給食の実施は保護者負担軽減にはなりますが、実施していくには、必要な議論を重ね、子どもたちや教員、保護者に受け入れられるよう慎重に進めていくことが大切だ。

以上のような意見をいただいております。

また、学識経験者からは、給食のある日とない日では栄養摂取量が変わっているという現状と、今後は、家庭や地域全体で食育指導を行って、食の正しい理解と関心を高めていく必要があります。という意見をいただきました。

このようなことを受けまして、「中学校給食の施設及び運営方法」につきましては、検討委員会としては、6中学校同時に早期の実現及び給食施設の経費と準備期間を考えると、「センター方式」による実施が望ましいという意見が出ました。一方で、「自校方式」につきましては、今後の子どもたちの数の推移を見ながら、海老名市学校施設再整備計画

に合わせて引き続き、長期的な視点で検討を進めていく必要があります、という意見が出たところでございます。

また、検討委員会委員からは、中学校給食実施に向けての教育課程の問題等についての意見もいただきました。そのほか、6校同時、また早期実現、センター方式が望ましい、自校方式では学校の敷地面積や建設費用の面での課題が残されている、などの意見をいただいております。

また、学識経験者からも、自校方式による学校給食の運営は、調理員の確保や流通の確保に課題がある一方で、センター方式については、運営コストの面からもメリットがあるという意見をいただいたところでございます。

23ページ及び24ページには、2月2日に開催いたしました学校給食シンポジウムについて記載をしております。パネルディスカッションの内容、参加者からの意見等を記載しておりますので後ほどご覧ください。

これらから、検討の結果といたしまして、「学校給食に関する7つの提言」を海老名市学校給食検討委員会からいただきました。この7つの提言を踏まえまして、先ほどご説明をさせていただきました、議案書の方の5ページの「海老名市学校給食に関する今後の方針」を策定したいということで、議決をいただきたいものでございます。

説明は以上でございます。

○伊藤教育長 この件につきましては、これまで総合教育会議等でも度々ご報告をしてきたところでございます。ここで、海老名市学校給食検討委員会報告書がまとまったということで、提言を受けましての、教育委員会としての方針の決定をしたいということで、よろしく申し上げます。

それでは、ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等ありましたら申し上げます。

○酒井委員 小学校給食の給食費の適正化を図ってくとのことでしたが、必要性があることは分かるのですが、大体どれくらいを目途に検討を進めていく計画なのか伺ってもよろしいでしょうか。

○就学支援課長 本日この方針をご決定いただきましたら、庁内の関係各課との調整に入っていきます。また、条例改正もしなければいけませんので、それらを進めながら、保護者や学校へも丁寧に説明をしてきたいと思っております。目途といたしましては、令和3年4月1日からと考えております。

○教育部長 補足させていただきますと、今回は、給食費の引き上げありきでの議論を行

ったわけではなく、小学校給食をさらに魅力的に、おいしい給食を目指していくにあたって、現在の学校給食費では厳しいという意見が出ました。おいしい給食、魅力ある給食を実現するために、どの程度の引き上げが適正なのかということは、当然教育委員会事務局を始め、栄養士等も含めて検討を行いながら、給食費の水準について決定していきたいと考えております。また、近隣市とのバランスも考慮しながら、金額等について今後さらに研究していきたいと思っております。

○海野委員 海老名市学校給食検討委員会として、会議を8回開催して、現地視察にも行っていただき、小中学校のより良い給食実施のために様々なことを調査、研究して報告書としてまとめていただいたことはとても有難く思います。

中学校給食についてなのですけれども、中学校給食はこれから子どもたちにとって素晴らしい取り組みになっていくだろうと思うのですが、その中で、教職員の多忙感、負担が増加してしまうようなことが中学校の教職員から意見として出ているのですが、この点についてはどのようにお考えですか。

○就学支援課長 中学校の教職員の負担増ということに関してですが、海老名市の中学校の教職員は学校給食を指導した経験がありません。そこは、もちろん教育課程の調整をしていかなければならない、また、中学校の教職員に小学校の給食指導を試していただくなど、研修もしていかなければならないと思っています。それから、中学校給食を始めていくにあたって、いきなり始めるということだと、学校全体としての負担感も出てしまうと思いますので、例えば小学校給食を中学校に運んで試してみるなど、試行的に、段階を踏んで実施していきながら、中学校給食の再開に向けて教職員のご理解をいただきたいと考えております。

○海野委員 中学校ですと、教科指導以外にも部活動等で時間を取られてしまう部分もありますので、そこに給食の時間も確保するとなるととても大変なことだと思います。そのところは、子どもたちや教職員へよくご理解いただけるように進めていければ、スムーズに実施していくことができるのかなと思いますので、よろしくお願いします。

○伊藤教育長 全国的にみれば、福島県も千葉県も、ほとんどのところで中学校給食は実施していますので、当然そこでは中学校の教職員が対応しているということです。近隣でも、綾瀬市や大和市、厚木市などで実施していますが、教育課程にしっかりと収めてできていますので、初めての取り組みという心配や負担感はあるとは思いますが、始まってしまえばそれほど心配はないかなと私は思っているところです。導入部分では丁寧に

説明して、そのような懸念を払拭した上で導入していかなければならないとは思っておりますけれども、導入すること自体には問題はないかなと思います。

○濱田委員 中学校給食についてなのですけれども、再開をするということでこの方針を策定すると、施設の整備や導入までの期間が必要になってくると思います。事前の準備も色々あるだろうと思いますけれども、どのくらいの時期を目標に考えていらっしゃるのか、ご計画があれば教えていただきたいと思います。

○教育部長 本日、この方針をご決定いただければ、教育委員会事務局としましてはこの方針に則った形で中学校給食再開に向けて様々な検討を進めてまいります。中学校給食を再開するべきだという意見の中には、できるだけ早い時期での再開を希望されている委員もいらっしゃいますので、スピード感を持って取り組んでいかなければと思っております。これまでの海老名市議会におきましても、令和4年度中の実施を見据えて取り組んでいくというような答弁をしておりますので、そのことも踏まえまして、これから計画的に、実現に向けて取り組んでいきたいと考えております。

○濱田委員 これは意見としてですが、初期投資が非常に大変になるだろうと思います。また、維持管理経費や、運営の中でも様々な問題が出てくる可能性がありますので、実施後の運営についても事前にしっかりと計画を立てて進めていただければと思います。

○酒井委員 中学校給食の再開や、小学校給食をより魅力的にというように、内容としてとても分かりやすい報告書になっていると思いますので、保護者の方にも読んでいただくことができれば、しっかりと調査して検討を重ねてきたということがすごく伝わるのではないかと思います。良い資料を作っていただいたなと思います。ただ、まだこれから検討していきます、研究していきますというような課題もいくつも残っている状態なのですけれども、この海老名市学校給食検討委員会は、この報告書を作成したことで一旦解散という形になるのでしょうか。

○教育部長 海老名市学校給食検討委員会につきましては、報告書の4ページに海老名市学校給食検討委員会の設置の目的を掲げておりまして、その最後には「市の方針決定の一助となるよう、報告書にまとめる」となっております。そのため、今回の報告書の作成、方針の決定をもちまして、海老名市学校給食検討委員会は役割を果たしたということになりますので、基本的には解散ということになります。

○酒井委員 これからまた色々検討を進めていく中で、今回の海老名市学校給食検討委員会のメンバーのような構成で話し合っていかれると、色んな立場から意見があがって、

良い給食が実施できるのではないかなと思いますので、今後ともよろしく申し上げます。

○伊藤教育長 この方針の中で、例えば、「適正な給食費の水準」に関し、研究・検討を進めるとありますが、これは事務局がそれを職務として進めることになります。ただ、この先は条例改正等もありますので、確実に教育委員の皆様や保護者の意見を十分に聞きながら進めて、一つのことが決まった段階では教職員やPTAにも報告して、意見を受けてというような形で丁寧に取り組んでいく必要があると思っております。

○教育部長 先ほど給食費の関係で、給食費の改定の時期についてお話があったと思うのですが、令和3年4月ということでは決まっているわけではありません。当然、条例を改正するにあたっては改正案をお示ししつつ、場合によってはパブリックコメント等も行っており、市民から幅広い意見をいただいた上で様々な手続きを進めてまいりたいと考えておりますので、色々な場面で市民の皆様からの意見をしっかりと聞きながら、中学校給食再開に向けて進めてまいります。

○平井委員 海老名市の給食は、昭和、平成、令和と3時代を流れてくる中で、大きな見直しというのは初めてだと思っております。献立の見直し、検討はされてきているとは思いますが、この3時代を過ぎて、時代の変化の中では食生活も変わっていますので、海老名市学校給食検討委員会を設置して検討してきたのは良い機会だったと思っております。海老名市学校給食検討委員会は、この報告書にも良くまとまっておりますけれども、多方面からの意見を聞き、アンケートも実施して、本当に多くの声を聞いた中でまとめられたと思っております。ある程度海老名市の方向性がでてきておりますので、これに基づいて実施していただければ良いと思っております。まだまだ検討課題は沢山ありますが、海老名の子どもたちが健康で勉学に励むためには、やはり食というのは大事なことです、しっかりと進めていただきたいと思っております。

教育委員会や市が取り組むということだけではなくて、家庭や地域全体で食育指導をしなければということを学識経験者の方は言ってくさっています。この部分はすごく大きいことだと思っております、教育委員会、行政がやってくれるからということではなくて、市民が一体となって同じ方向性をもって、ただ行政に委ねれば良いということではなくて、家庭は家庭の役割、地域は地域の役割があると思っておりますので、市民の方々にも意識をもっと持っていただくような取り組みについても今後検討していく中でひとつのテーマにしていきたいと思っております。

○伊藤教育長 この給食への取り組み契機に、市民一人ひとりの食に対する意識について

も深めて行ってほしいということですね。これについては、今後検討を進めて、一定のものが出来上がったなら市民への情報提供もしていきたいと思いますので、担当課はよろしくをお願いします。

○**就学支援課長** 市民への情報提供をとということですが、小学校給食の今後を検討していく中で、家庭で作りたいと思える献立の検討や、逆に献立の募集など、情報発信の場を増やしていくためにできるところから取り組んでいきたいと思っております。また、家庭に小中学校に通っているお子さんがいない市民の方であっても、給食が身近であってほしいと思っておりますので、そういうことを踏まえる中で情報発信や具体的な取組を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○**濱田委員** 先ほどもお願いしたのですが、「中学校給食の再開」という言葉があるように、昭和の時代に一度廃止になっています。その時の課題として喫食率があったと思います。残渣が多いということで。先ほど食育の話も出ましたけれども、環境面からも残渣を出すというのは大きな負担になりますので、今回の報告書にそのような視点はなかったなと思いましたので、中学校給食の再開にあたっては、運営面を考えていく中に、環境に配慮した取り組みも必要だという視点を盛り込んでいただければと思います。もちろん、この報告書や方針自体には問題はないと思いますけれども、今後の運用の中にそのような視点があっても良いかなと思いましたので、よろしくお願いします。

○**伊藤教育長** 実は、私もどちらかというと偏食だと自分で思うのですが、不思議なのは、自分も個々で食事するときに嫌いなものを食べようとは思わないのだけれども、小学校の教員として子どもたちがいる環境では残すわけにもいかないの、きちんと全部食べていました。でも、子どもも不思議とみんなで食べると、嫌いなものでも食べちゃったりということもあるので、そういうことも学校給食の役割の一つでもあるのかなと思います。残渣調査はいつもやっています、その中で大量に残ってしまうものについては適宜献立を変えていくことも必要だとは思っています。あとは、子どもたちにとって、生産者の顔が見える地産地消への取り組みや、自分で作ったものが献立に載ったりするとやはり違うのだらうと思いますので、様々な工夫を学校給食に取り入れていくことによって改善はできるかなと思います。そういう風に考えていくと、今後の学校給食をどのように良いものにしていくか、楽しみでもあります。

最後に1点だけ、最初は私自身も、中学校給食を再開するという考えを示したときに、自校方式が良いのではないかと考えていました。自校方式は、東柏ヶ谷小学校で取り組ん

でありますが、東柏ヶ谷小学校の給食調理場ができたときに、確かなメリットがあつてそれが確認できたのです。ただ、今後何十年も経って学校の施設自体が老朽化してきたとして、海老名市学校施設再整備計画を進めてはいますが、それでも対応できなくなってきた場合には、例えば地域ごとに、地域の方も食育に参加できるような、長期的な視点を持って新たな課題として検討を進めていかなければいけないなと思っています。当初、新たに給食の課題に取り組むのであればやはり自校方式が良いということは市長とも話していたのですが、それ自体は施設面等でかなりのハードルがありますので、今回に関してはこのような形で進めることとなりました。しかし、この先のことはまた十分に、そのことも視野に入れて検討していくことが必要だと思っているところでございます。

ほかにはいかがですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 それでは、ご質問等もないようですので、議案第21号を採決いたします。先ほど示されました、海老名市学校給食に関する今後の方針ということで、教育委員会としてその方針を定めるという意味で、議案第21号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。日程第1、議案第21号を原案のとおり可決いたします。

○伊藤教育長 次に、日程第2、議案第22号、海老名市立学校教員の働き方改革推進プランの策定についてを議題といたします。説明をお願いします。

○教育部長 議案第22号、海老名市立学校教員の働き方改革推進プランの策定について、議決を求めるものでございます。提案理由といたしまして、教員の働き方を見直すことで校務全体の効率化を図り、子どもたちへの質の高い教育活動の実現を図るために、海老名市立学校教員の働き方改革推進プランを策定したいものでございます。

資料9ページをごらんください。策定の理由でございます。文部科学省は、平成30年2月に「学校における働き方改革推進プラン」を策定いたしまして、それを受けて神奈川県教育委員会は、令和元年10月に「神奈川の教員の働き方改革の指針」を策定したところでございます。

また、令和元年12月に、給特法（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する

特別措置法)の一部を改正する法律が可決されたことによりまして、平成31年1月に文部科学省が策定した「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が新たに指針へと制度化されました。ガイドラインから指針へとリニューアルし、格上げされたというところでございます。

これらにより、各市町村教育委員会におきましても、教員の働き方改革の計画的な取組が求められていることから、海老名市教育委員会として、「海老名市立学校教員の働き方改革推進プラン」を策定したいものでございます。

資料といたしまして、別冊としてお配りしたものをご覧ください。1ページお開きいただきまして、まずこのプランの目的でございます。「1 学校における働き方改革の考え方」、目的としましては、「教員の心身の健康保持の実現と、「誇り」と「やりがい」をもって専門性を発揮できる環境を整えることにより、質の高い教育活動の実現を図る」ものでございます。

中段に、1から3として、海老名市としての重点項目を3点掲げさせていただいております。1点目が「子どもと向き合う時間の確保と教職員のスキルアップ」、2点目が「学校の組織力・マネジメント力の強化」、3点目が「教職員の業務の適正化と労働環境の整備」でございます。この3点の実現に向けて、教育委員会、学校(管理職)、教職員の役割をそれぞれ記載しておりまして、それぞれが連携しながら、学校における働き方改革を推進していこうというものでございます。

続きまして、現在の海老名市の教員の働き方の実態がどのようになっているのかが、次のページでございます。「2 海老名市の教員の働き方の実態」でございます。平成29年11月に神奈川県教育委員会が実施した公立学校教員勤務実態調査では、海老名市におきましても、小学校3校と中学校1校を抽出して調査を実施しております。このような中で、小学校、中学校ともに1週間の総在校時間が60時間に迫る結果となったところでございます。

まず、調査結果をご覧ください。小学校では有鹿小学校、東柏ヶ谷小学校、今泉小学校で調査を行っております。なお、時刻及び時間数は各校における平均を記載しております。例えば、有鹿小学校では平均の出勤時刻が7時35分、平均の退勤時刻が18時20分で、在校時間としては10時間45分となっております。従って、勤務時間の7時間45分を引いて、時間外の在校時間は3時間という状況が明らかになったところでございます。東柏ヶ谷小学校、今泉小学校も同様で、それぞれの学校において時間外の在校時間の状況が明ら

かになっております。また、中学校におきましては柏ヶ谷中学校が抽出されておりました。結果は記載のとおりで、時間外の在校時間は3時間56分となっております。

その下の囲みですけれども、文部科学省が実施した「勤務実態調査（全国）」といたしまして、週当たりの総在校時間が60時間を超えている小学校教員が35.7パーセント、中学校教員に至っては72.7パーセントという結果でございました。教職員の平均在校時間としましては、小学校が11時間9分、中学校が11時間24分ということが全国の状況であることが明らかになりました。

次のページにつきましては、「市町村立学校勤務実態調査の結果」をまとめたものですので、後ほどご覧ください。それぞれのグラフで、点線より右に出ている部分が超過時間ということでございます。

このような中、文部科学省が平成31年1月に「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を策定いたしまして、その勤務時間の上限が中段の四角で囲われている部分でございます。勤務時間につきましては、7時間45分プラス休憩時間45分で、8時間30分が在校時間でございます。このような中、原則として時間外勤務の上限といたしましては、1か月45時間以内、1年では360時間以内ということがこのガイドラインで定められております。また、特例として、特別の事情により勤務をせざるを得ない場合の超過勤務という定めがあります。特別な事情とは、下段の米印になりますが、「災害等通常予見することができない業務量の大幅な増加」ということで、このような災害時においては1か月100時間未満、1年では720時間以内であれば超過勤務が可能ということが特例において認められております。なお、このような場合においても、連続する複数月では平均80時間以内、かつ、45時間を超える月数は年間で6月までということが文部科学省のガイドラインで定められているところでございます。

資料をおめくりください。(2)時間外勤務でございます。「公立学校の教員には、原則として「時間外労働を命ずることはできません」が、超勤4項目（下記参照）に該当する業務に従事させる場合には、所属長（学校長）の権限で特例的に時間外労働を命じることができます。」ということで、時間外勤務（超勤4項目）が掲げられております。「① 実習」、「② 学校行事」、「③ 職員会議」、「④ 非常災害等やむを得ない場合に必要勤務」というこの4つについては時間外勤務を命じることができるというものです。それ以外の「部活動」、「生徒・保護者対応」、「地域対応」、「教材研究」など、これらを全て含めて、1月45時間以内、1年360時間以内ということがガイドラインとして定められており

ます。

このような中、次のページに「4 海老名市教員の働き方」を示させていただいております。3つの重点としては先ほどご説明したとおりですが、1点目として「子どもと向き合う時間の確保と教職員のスキルアップ」、2点目として「学校の組織力・マネジメント力の強化」、3点目として「教職員の業務の適正化と労働環境の整備」でございます。その下の段落ですが、教育委員会といたしましては、これまでも、教員の負担軽減に向けて、「学校給食費の公会計化」「校務支援システムの導入」「ICT（タブレット等）を活用した授業改善」等により、校務の効率化を進め大きな成果を上げてきたところでございます。令和2年度以降についても、具体的な取組を推進するにあたっては勤務時間（在校等時間）を含めた教員の働き方そのものの意識改革が必要で、このことを通じて教員が心身の健康を保持し、「誇り」と「やりがい」を持ちながら教育活動に従事するためのワーク・ライフ・バランスの実現につながるものとなるという考えを記載しております。

次のページ、「5 今後の具体的な取組」といたしまして、例えば(1)では勤務時間についての具体的な取組を掲げております。この中で、黒い星印については令和2年度の取組、黒い点については今後の取組でございまして、その右に記載の白抜きについてはこれまでに取り組んできた内容を記載しております。具体的には、「勤退管理システムの導入」、「定時退勤日の設定」、「年休取得の推奨」、「冬季休業期間に閉庁日設定」を令和2年度には進めてまいりたいものでございます。また、今後の取組としましては「変形労働制の導入」ということで、それぞれの令和2年度の取組に向けてのスケジュールについては中段に記載をしております。また、その下段には「勤務時間（在校時間）の管理」について、管理職、教育委員会、教職員の役割をそれぞれ記載しておりますので、後ほどご高覧いただきたいと思います。そのほかの今後の具体的な取組につきましては、「(2) 教員の負担軽減」、「(3) 授業支援」、「(4) 職場環境の整備」、「(5) 教職員の健康管理」、「(6) 人的支援の充実」ということで、それぞれ令和2年度の取組と今後の取組を記載しておりますので、後ほどご高覧ください。

このようなことを通じて、「6 学校における「働き方改革」の視点」ということで、「(1) チーム学校へのシフト」、「(2) コミュニティスクール（学校運営協議会）の機能化」、「(3) カリキュラムマネジメント」を掲げておりまして、このような取組を通じて、教員の働き方改革をしっかりと進めていきたいと考えております。

海老名市立学校教員の働き方改革推進プランについての説明は以上でございます。よ

ろしくお願いします。

○伊藤教育長 ただいま説明がありました。教職員の働き方については、学校はブラック企業ではないかということが社会問題化している状況があります。それに対して、文部科学省もそうですが、海老名市としてもこれまで様々な取組を行ってまいりました。市費負担加配教員を配置したり、校務支援システムで諸帳簿の整理など、ずっと取り組んできたところがございます。そしてここで、新たに国の方針が出まして、その中で教職員の働き方として、時間外の上限時間の設定がなされました。それをしっかりと堅守できるような形で様々な取組を進めたいということで、海老名市立学校教員働き方改革推進プランを策定するに向けて検討して、その結果をお示ししました。ご質問、ご意見いただければと思います。

○濱田委員 過去にも色々と働き方改革については動きがあったのではないかと思いますのですけれども、特に「4 海老名市教員の働き方」の3つの重点の下段に、「学校給食費の公会計化」、「校務支援システムの導入」、「ICT機器（タブレット等）を活用した授業改善」等となっています。これらの取組を行ってきたことで、現状としても教員の勤務時間については多少改善が図られてきているのでしょうか。

○伊藤教育長 これらの導入によってどのように変わったかという調査はしていないのですけれども、印象としては、例えば学期末に教員は成績をつけるのですけれども、昔は大体土日は皆で学校に籠ってその作業に追われていましたが、最近私が個々の教員に聞くと、土日は休めているとか、どこかに出かけられていますというお話を聞きます。私が教員をしていたころはその時期は学校に缶詰めのような状況だったので、そういう意味では、学年末の成績処理についてはかなり余裕ができたと聞いております。

○就学支援課長 授業や成績処理などの学校の教員がすべき業務という部分ではとても効率化されていて、業務改善につながってきているとは思いますが。ただ、客観的な確認をしていくのは今後になりますので、そこらへんについては今後お示しできるのではないかと思います。しかし、実は負担となる部分も増えていまして、保護者対応等様々な課題が残っております。海老名市でも、臨床心理士を派遣したりもしているのですが、引き続き教職員の負担軽減を図っていかないと、ここで勤務時間の上限を示してもそれを守れないという状況になってしまいますので、業務改善を含めた負担軽減については取り組みを続けていきたいと思っております。

○伊藤教育長 この場に参加している指導主事に聞いてみましょうか。浅井教育支援担当

課長、いかがでしょうか。校務支援システムの導入等様々なことに取り組んでまいりましたが、事務の負担という部分について多少は軽減されましたか。

○教育支援担当課長 出席簿が電子化されたところは大きかったと思います。毎月手作業で行っていたものが電子化されたことで、一々手書きをする必要もなくなりましたし、データとして管理ができるという部分も大きいと思います。また、指導要録等にもそのデータを活用しながら授業を進めていけるというメリットもあります。ピンポイントに何がとすると少し難しいのですが、細かいひとつひとつの作業に手間がかかっていたところが、少しずつ軽減されておりまして、トータルで考えるととても大きな負担軽減につながっているということは、学校現場にいる時は感じておりました。

○伊藤教育長 和田教育支援課長はいかがでしょう。

○教育支援課長 校務支援システムにつきましては、帳票等の作成においてとても役立っているのですが、まず二次利用できるというところがとても助かっていました。校務支援システムが導入される前によく使っていたものが使われなくなったということがありまして、具体的に言うとゴム印と電卓です。これらは校務支援システムの導入によって、今はほとんど使っていないのではないかと思います。名簿等は一度作ってしまえば二次利用が可能になりますので。電卓については、一度数値を入力すればあとは自動計算がされますので、出席簿ができればそのまま年間の出席日数等が自動計算されて、指導要録に生きるということで、そういった面でもかなり負担が軽減されていると認識しております。

○濱田委員 わかりました。今回はまた新たな動きとなりますので、働き方改革が色々な面で生かされればと思います。一定期間が過ぎたらその実績についてはチェックをされると良いかなと思います。

○伊藤教育長 県の「神奈川の教員の働き方改革の指針」も策定されているのですけれども、何をやるかという具体的部分は特に示されておりませんので、海老名市としては具体的にこれに取り組むという部分を盛り込んだプランにしなければ、教員の働き方改革にはつながらないという思いもありました。あとは、教育総務課で取り組んだ学校の留守番電話メッセージ機能の活用についても、最初、学校はとても心配していたのですけれども、今となっては学校では大好評のようです。最初は何かあったらどうするのだという意見が多数だったのですけれども、結果的にはそのような懸念はほとんど無くて、夕方以降に電話がないととても負担が軽減されるようです。夕方からの保護者対応は長くなることが多くて、さっき電話を取ったと思ったら2時間経っているのにまだ話しているなんてことも

今までよくありまして、教員にとってとても大きな負担になっていました。それが留守番になってすごく軽減されたということです。このように、様々な工夫で負担軽減はできるのではないかと考えています。

これらは一例であって、私が教員をやっていた頃とは違って、今の教員たちにはまた新たな教育課題が沢山ありますけれども。

○平井委員 学校も夕方6時、7時くらいは明かりがついていて当たり前というような、そんな感覚で私が教員だったころも仕事をしてきていましたので、先生たちは子どもたちのためなら時間を費やしても惜しくないという気持ちは今でもあるのではないかと思います。ただ、教員の健康面や精神面を考えると、やはりある程度の休養は必要かなと思いますし、何より子どもたちの前に立つ先生が疲れていては子どもたちに元気を与えることができませんので、この働き方改革はとても重要な取り組みだと思います。今回この海老名市立学校教員の働き方改革推進プランが策定されて、特に先生たちは日々目の前の業務に追われて自己点検ができないのですので、このような形で上限時間等具体的なことが形となって整備されるというのはとても良いと思います。それと同時に、今後の具体的な取組が6点示されていて、これがとても大きいと思うのです。先生たちが、自分たちの意識だけを変えていかなければいけないということではなくて、教育委員会や学校自体がこのような取組を進めていくよということ、そしてそれによって働き方を変えなければという意識を持って今後仕事に取り組んでいくことだけでも違うかなと思います。学校は人が相手で、事務仕事だけで終わるようなものではありませんので、それを補ってくれるもの、そういう部分を教育委員会が取り組んでいくということはすごく良いことですし、本当にできるところからやっていただけたら良いと思います。

○海野委員 今回、こうして海老名市立学校教員の働き方改革推進プランが策定されるというのは、先生方の働き方に対する意識を変える良い機会だと思います。最初に気になったのは、教員の出勤時間、朝この時間までには学校にいなければならない時間というのは決まっているのですか。

○伊藤教育長 今の教員の勤務時間は、8時30分から17時までです。

○海野委員 でも、資料の中の調査結果を見ると、先生たちは7時30分頃には出勤されていますよね。

○伊藤教育長 実質という話になってしまいますが、子どもたちは8時には登校しますから、その前にいないと子どもたちが学校に入れられないということになってしまいますから

ね。そういう意味では、勤務時間はそうなのですけれども、勤務の準備の時間という捉え方でその部分が入っているのかなと思います。それは子どもたちが相手だからということもありまして、これがもし事務職ということであればまた違います。それについて、例えば勤退管理システムを導入して教職員の出勤時間が記録されるような形になったときには、8時30分より前の時間も時間外勤務と捉えて計算をしていく必要がでてくると思っています。ぱっと見ると、退勤時間のことばかり気を取られてしまうのですけれども、実は、朝の時間も時間外の在校時間として考えなければいけなくて、それはそういうシステムを導入すれば見ることができるようになります。今までは先生たちに学校に来て勤務を始めるための準備をする時間ということで、本来ならば勤務時間外だけどそれをしていただいているという慣習の下で学校の運営がされてきましたので、その辺も今後はきっちりとカウントしていかなければいけないと思っています。こらへんが労働基準法との兼ね合いで難しい部分でして、このような慣習もあってある種学校の先生は少しルーズになるというか、きっちりやると学校の運営ができないことにもなりかねませんので。ただ、こらへんも見直しはしていかなければならないのかなと思います。

あとは、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の中では、教職員の給与等について規定されていますけれども、教職員は時間外労働に対する手当が出ませんので、基本給に時間外手当が含まれているといっても、何時間時間外労働をしても給料は変わりません。そのような面も含めた労働の対価という部分は、また国としては検討していかなければならない課題として出てくるのではないかと思います。

○平井委員 海老名市立学校教員の働き方改革推進プランの最後のページに、「6 学校における「働き方改革」の視点」ということで、特に「(3) カリキュラムマネジメント」として4点ありますけれども、ここは学校が力を入れていかないとスリム化も図れないし、先生たちの働き方改革にもつながらないと思うのですが、この4点については教育委員会として学校への働きかけをどのようにしていますか。

○教育支援課長 教育支援課としましては、新学習指導要領への移行に伴いまして、このカリキュラムマネジメントを学校の柱として改善していただくとことを働きかけています。具体的には、学校長や教頭を含めた教育課程研究会を持っておりまして、その中で、行事等の見直しや効率的な学校運営等について協議、研究をしているところでございます。

○教育支援担当課長 今、教育支援課長から話がありました海老名市えびなっ子しあわせ

プランに位置付けております教育課程研究会ですけれども、学校長、教頭、教務担当の代表者等で、カリキュラムマネジメントについて先進事例等も紹介しながら、海老名市としてどのような形で進めていくのが良いかというテーマを持って、今年度1年間研究してきたところでございます。来年度に関しましては、教育課程研究会で協議してきた内容を各校で共有して、それをもとに各校でカリキュラムマネジメントについて取り組んだ事例を吸い上げて、また各校へ共有した上で進めていこうと考えております。来年度はまず各校の事例を共有していくところから始めていくこととなります。

○伊藤教育長 噛み砕いて説明しますと、学校長全員がレポートを提出するということとしました。学校として1年間どういったことに取り組んだかというものを報告書にして、それを19校で情報共有して、あの学校は運動会をこういうふうに変えたのだとか、あの学校は授業時間確保のためにこんなことをやったのだとか、どんなことについて話し合ったのかということも報告するということになりました。

○平井委員 とても良い取組だと思います。夏に行う管理職研修があるとおもうのですが、去年の研修も中々良かったかなと思うのです。是非そのような研修の中でも入れ込みながら、大きく学校運営自体を変えざるを得ない部分もあると思いますので、そういう研修等をできるだけ教育委員会で企画して、先生たちに勉強する場を作ってあげたらよいと思います。

○酒井委員 最近、子どもたちはあまり学校の先生になりたいとは思わないなんてことを新聞で読みました。長い目で見たときに、先生という仕事を夢見て、希望してくれる子どもたちが増えるような職場環境になっていくと良いなと思うのです。具体的な取組をいくつも計画していて、これを一つずつ進めていくのは本当に大変なことだとは思いますが、1パーセントでも2パーセントでも負担が軽減していくことで、先生たちの疲弊が少しでも減って、子どもたちに少しでも向き合えて、学校の先生って良いな思ってくれる子どもが育っていったら良いと思います。

朝の勤務時間の話が先ほどあったのですが、例えば民間企業でいうフレックスタイムのようなものを導入するとか、仕組みを柔軟にすることで少しでも良くなるのであれば、検討を進めていただきたいと思います。

○伊藤教育長 勤務時間の割り振りを変えることは現行制度でも可能でございます。例えば、7時半からの勤務にしたら終わりを16時までにするということも可能です。ただ、そのことをよく理解されていない方も多くいまして、何故学校の先生が早く帰っているのだ

という問い合わせもあったのですよ。最近はそういう見方はしませんが、昔は何故学校の先生がまだ16時なのに買い物をしているのだというような声があったのです。もちろん、労働基準法上は何も間違っていないことなのですからけれども。

○酒井委員 「2 海老名市の教員の働き方の実態」というところで、中段の中学校の調査結果の下に米印で「平成29年度 勤務実態調査（11月期 7日間抽出）」とあるのですが、平日の7日間を抽出した調査ということで間違いないでしょうか。中学校の先生は部活動もあって、勤務時間を抑えるのがなかなか難しいところなのかなとも思いますし、それをどうにかするというので、海老名市部活動指導員の配置等色々な手立てをしていると思うのですけれども、今後導入する勤退管理システムについては、土日も対象になっていますか。

○就学支援課長 今、学校の先生は出勤したら出勤簿に押印をして、木製の札を裏返して、退勤の時にまたそれを表にするような仕組みになっております。それを、勤退管理システムを導入することで、パソコン内のシステムで管理することができるようになりますので、土日であっても、出勤や退勤の際にタッチパネルで自分の名前をタッチすることで打刻した時間が全て残ります。そのため、土日を含めて在校時間の管理ができる仕組みになる予定です。

○酒井委員 データを取ることでまた新しい方策を検討することができるようになると思いますので、よろしくお願いします。

○海野委員 先ほど、夕方になると学校の電話が留守番電話になるというお話でしたが、この間、暗くなっても中々帰宅しないお子さんがいて、学校に電話ができなくて保護者どうして連絡を取り合って保護者を探そうということになったのですけれども、そのような時は教育委員会に電話が回るような仕組みになっているのでしょうか。

○伊藤教育長 教育委員会としては緊急の連絡に関しましては、連絡を受けることや警察の対応も含めて万全の体制を取っておりますので、その点に関してはご心配なさらなくて大丈夫です。

○教育総務課長 そのようなケースが発生した場合は、市役所の日直へお電話をいただければ、教育委員会へ連絡がつながるような体制を整えております。

○海野委員 先日、卒業式の関係の問い合わせが、学校ではなく教育委員会で全部受けられて、スムーズな進行ができて助かったというお話を伺いましたけれども、今後も似たような事例があったときはそのような措置を取られると学校現場も助かるのかなと思います。

すので、よろしく申し上げます。

○伊藤教育長 そのようなことがある時は、連絡は全て教育委員会で受けるような体制になっております。

○平井委員 今回、学校事務支援員の配置ということで、小学校3人、中学校2人、新たに国の予算がついているということなのですが、この方々の仕事内容に関しては各学校に任されているようなイメージでよろしいですか。

○就学支援課長 これは、3月に県から配当だけをいただいております。県費で、会計年度任用職員として任用して良いという考え方が示されたものです。この方々は、教員の負担軽減のために、授業や児童生徒指導等の本務に集中できるように、資料の印刷や会議の準備、採点の補助等のサポートをすることを仕事内容として、事務の支援員ということで配置するという事です。配置にあたっては、客観的に勤務時間を管理して報告しなければいけないという義務付けがされておりますので、その前提の中で、教員の負担軽減に取り組むという事業となっております。今後、学校とも調整をしながら小中学校への学校事務支援員の配置を進めてまいりたいと思っております。

○平井委員 学校事務支援員の採用については、市がどの方を採用するか選ぶような形になるのですか。

○就学支援課長 県が配当しているのはあくまで時間枠と予算だけですので、市で採用事務を進めるのですけれども、地域の人材活用という方針を国、県が示しておりますので、その考え方を持って採用していきたいと考えています。

○平井委員 他市でも実は既に導入しているところがありまして、学校にとってとても良い配置だと思うのです。ただ、先ほど言われた仕事内容として採点等が入ってくると、個人情報などにも関わってくることになりますので、採用する際の面接等をしっかりしないといけないとも思います。例えば、ある程度経験がある方を採用する等、基準をしっかりしていかないと、学校にある書類は個人情報の山ですので、本当に良い仕組みだとは思いますが、きちんと検討していただきたいと思います。

○伊藤教育長 学校事務支援員の採用の仕組みは、前提条件として公募をしなければいけません。どなたでもその仕事に応募できるという形です。そこから採用するにあたって様々な基準があって、でも、守秘義務は学校で働くにあたっては確実にありますので。あとは直接の利害関係がある方、例えば保護者の方で、現在もその学校に子どもが在籍している方などは、他の方々がどのように思うかということもあります。教職員ということで

あればまた別だと思うのですけれども、そのような様々なことに配慮しながら、公募で選定していくことになると思います。あとは、この枠がもしなければ、海老名市としては市費での導入を考えておりました。今回、県費で何名か採用してそれが効果的だと判断できれば、もちろん県の予算を増やしていただきたいと思うのですが、そうでなくても市費でも採用をして、更に今後どのように展開していくかを検討していかなくてはと思っています。基本は公募です。

○酒井委員 教員の負担軽減の項目に「保護者向け文書の電子化」とあるのですが、具体的にどのような内容の文書を電子化されるのか教えていただけますか。

○就学支援課長 現在学校や教育委員会からの情報は、学校からプリントを配布するか、学校メールを送信するか2つの方法があります。学校メールというのは、主に緊急を要することについて発信しているものですが、この学校メールに代わって今度はポータルサイトを置く予定です。その中には、カレンダー機能や掲示板機能があったりします。例えば、学校行事の変更があった際に保護者はサイトを入れればいつでも情報を見ることが出来ます。それから、学校からこういうプリントを配布しましたよ、とお知らせして、このポータルサイトにも掲載しておけば、子どもがもしそのプリントを忘れてたりなくしたりして受け取ることができなくても、学校から配られたプリントと同じものが置かれているような状況になります。もっと言うと、教育委員会だけでなく市長部局からの情報のチラシなども同様に発信して、ペーパーレス化が図れるようなシステムの導入を考えております。

○伊藤教育長 ここで、学校メールのシステムを変更するのですが、こういうシステムの導入により紙媒体の使用から電子媒体に移行できれば、教職員が印刷物を数えるという事務作業も減るため、そういう意味では教職員の負担軽減にもなります。学校は1枚のプリントを子どもに配ろうとするとそれだけで数百枚の紙を使うことになりますから。

○酒井委員 保護者の方も書類の整理などが減ると思われるので、良い取り組みだと思います。

○伊藤教育長 ほかにいかがですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 それでは、ご質問等もないようですので、議案第22号を採決いたします。この件について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。日程第2、議案第22号を原案のとおり可決いたし

ます。

○伊藤教育長 次に、日程第3、議案第23号、海老名市立学校の教育職員の業務を行う時間に関する規則の制定についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○教育部長 議案第23号、海老名市立学校の教育職員の業務を行う時間に関する規則の制定についてでございます。

提案理由といたしましては、教育職員の健康及び福祉の確保を図るために、海老名市立学校の教育職員の業務を行う時間に関する規則を制定したいため、議決を求めるものでございます。こちらの規則につきましては、議案第22号で可決いただきました、海老名市立学校教員の働き方改革推進プランとも関連する事項でございます。

資料の13ページをご覧ください。制定の趣旨でございます。公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる給特法の一部改正を踏まえ、教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する上限指針等を定めるため、規則を新たに制定するものでございます。今回、給特法の一部改正がなされまして、その中で教育職員の業務を行う時間に関して、各市町村においては規則等で定めることが求められていることから、今般、規則を制定し4月1日に施行したいものでございます。

制定の内容でございますけれども、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間の上限を、1カ月の時間外在校等の時間を45時間以内、1年の時間外在校等の時間の上限を360時間とするものでございまして、また通常予見することのできない特別な事情がある場合は、1カ月の時間外在校等時間を100時間未満、1年の時間外在校等時間を720時間以内と定めたいものでございます。こちらにつきましては、国の指針等に基づきまして、海老名市においても規則として定めたいものでございます。

13ページの中ほどから下にイメージ図を載せております。通常月は45時間、年間においては360時間を時間外在校等時間の限度とします。一方、予見できない特別な事情が生じた場合の時間外在校等時間の上限といたしまして、月あたりは100時間未満、年では720時間以内と定めたいものでございます。また、先ほど少しご説明いたしましたが、予見できない特別な事情というのは災害等が想定されます。ただし書き以降をご覧ください。ただし、連続する複数の付きで時間外を行う場合の限度につきましては、平均80時間を超えることはできないということでございまして、記載の例だと4月に90時間、5月に60時間と

いうことで連続する複数月で45時間を超える場合であっても、それぞれ月数の平均は80時間以内であるということで、4月と5月を足すと150時間で平均は75時間、6月も含めると合計240時間のため平均は80時間以内ということになりますので、上限に対する特例が認められるということになります。しかしながら、かつ、ということで、このような予見できない特別な事情が生じた場合であっても、時間外在校等時間が45時間を超えるのは年間6月までということで上限を定めたいということでございます。

14ページをご覧ください。こちらの規則につきましては、本日議決をいただければ、令和2年4月1日の施行に向けて事務を進めたいと考えております。今後のスケジュールにつきましては記載のとおりでございます。

15ページをご覧ください。海老名市立学校の教育職員の業務を行う時間に関する規則を載せております。ただいま説明した内容については第2条に記載しております。

説明は以上です。よろしく願います。

○伊藤教育長 ただいま説明がありました。先ほどの海老名市立学校教員の働き方改革推進プランに関連して、海老名市として、時間外在校等時間の上限を定めるための規則を制定するものでございます。ご質問等がありましたら願います。

規則を制定したとして、本当にこれを守ることができるのかというのは皆様思われるところだとは思いますが、ここで規則に定める以上、しっかりと取り組まなければいけないということにもなりますので。

これについてはよろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 それでは、ご質問等もないようですので、議案第23号を採決いたします。この件について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。日程第3、議案第23号を原案のとおり可決いたします。

○伊藤教育長 次に、日程第4、議案第24号、海老名市立小中学校修学旅行の在り方についての方針の策定についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○伊藤教育長 議案第24号、海老名市立小中学校修学旅行の在り方についての方針の策定

について、議決を求めるものでございます。提案といたしましては、海老名市修学旅行検討委員会からの報告書を踏まえ、海老名市立小中学校修学旅行の在り方についての方針を策定したいためでございます。

資料19ページをご覧ください。提案理由につきましては、ただいま申し上げましたとおりでございます。概要でございますけれども、海老名市修学旅行検討委員会からの報告書を踏まえまして、教育委員会としての今後の方針を定めたものでございます。今後のスケジュールは記載のとおりでございます。

議決をいただく部分につきましては、資料21ページでございます。海老名市立小中学校修学旅行の在り方についての方針（案）をご覧ください。読み上げます。

海老名市教育委員会は、海老名市立小中学校における修学旅行の在り方及び修学旅行にかかる保護者負担経費の今後の方針を次のとおり定める。

海老名市教育委員会、各小中学校においては、この方針を基に、今後の修学旅行について取り組みを進めていくものとする。

方針については大きく二つに分かれております。ひとつめは、今後の修学旅行の在り方についてということで、6項目に渡って方針を定めたものでございます。

【今後の修学旅行の在り方】

- 学校は、保護者に対して、事前に修学旅行の目的やねらい、日程や活動内容、経費などについて十分に周知するために、説明会を開催するなどして説明責任を果たす。
- 学校は、児童生徒に対して、事前に修学旅行の目的やねらい、日程や活動内容などについて十分に説明および指導し、児童生徒の参加意欲を高めるよう努める。
- 学校は、活動計画を作成するに当たって、児童生徒が主体的に活動できるよう、児童生徒の意見をできるだけ取り入れることを検討するとともに、

旅行先でしか体験できない教育活動を豊富に取り入れるよう工夫する。

○ 学校が民泊型修学旅行を実施する場合には、以下の点について留意する。

- ・民泊先での体験活動等に大きな差が生じないように配慮すること。
- ・民泊先の安全・衛生面については、必要に応じて配慮すること。

○ 学校は、事故防止のための万全の配慮をして、児童生徒の安全を最優先とし、自然災害などの附則の事態にも対応できるように、避難の手順や連絡体制を整えておく。

○ 学校は、食物アレルギー等に関する個々の児童生徒の健康状態を把握し、適切に対応する。

以上が、今後の修学旅行の在り方についての方針でございます。

次に、22ページをご覧ください。こちらでは、修学旅行にかかる保護者負担経費についてということで、4項目掲げております。こちらも読み上げます。

○ 市から修学旅行に参加した児童生徒の保護者に公布された補助金は、保護者負担を大きく軽減するものであり、今後も継続する。

○ 一部の小学校において、試行的に競争入札により旅行業者を選定し、契約における透明性や公平性を確保するとともに、修学旅行費用を抑制した修学旅行の実情について検証する。

この検証結果を踏まえ、今後の修学旅行費用を抑制する競争入札の方法について研究する。

ただし、競争入札による旅行業者の選定にあたっては、質的低下を招くことがないように十分に配慮する。

○ 中学校においては、プロポーザル方式により旅行業者を選定し、契約における透明性や公平性を確保する。

その際に、修学旅行の目的や内容、安全対策等を優先事項としながら、修学旅行費用の設定についても十分に配慮する。

○ 市が学校旅行中止費用保険に加入することを検討する。

以上が、海老名市立小中学校修学旅行の在り方についての方針（案）でございます。この方針（案）を策定するにあたって、資料といたしまして「海老名市立小中学校修学旅行の今後の在り方について」報告書を配布しておりますので、ご覧ください。

1 ページでございます。修学旅行の、文部科学省の定める学習指導要領における位置づけ等について記載しております。

また、中段においては、よりよい人間関係を形成する態度の醸成や自己肯定感の向上などの、修学旅行における期待されている項目や、旅行費用に対して、有意義な修学旅行を計画・実施することが求められている状況等を記載しております。

このような中で、海老名市教育委員会は、修学旅行における様々な課題を整理し、児童生徒や保護者にとって、望ましい修学旅行の在り方を検討するために、今年度に海老名市修学旅行検討委員会を設置し検討・協議を進めてきたところでございます。

この報告書については、協議・検討した結果を、提言としてまとめたものでございます。

2 ページにつきましては、「1 海老名市修学旅行検討委員会について」ということで、海老名市修学旅行検討委員会の目的や構成等を記載しておりますが、後ほど高覧いただければと思います。「1-3 検討の経過」につきましては、平成31年4月1日に海老名市修学旅行検討委員会が発足して、第1回会議を平成31年4月23日開催し、そこから6回に渡って検討・協議をしてまいりました。協議の内容と海老名市修学旅行検討委員会委員からの意見につきましては、非常に多くのご意見をいただいておりますが、後ほど提言の部分でご説明をさせていただきますので、7ページまでについては後ほど高覧いただければと思います。

8 ページからが、「2 小中学校修学旅行の現状と課題」ということで、8 ページが小学校、9 ページが中学校について、修学旅行の現状を記載しております。小学校につきましては全校、1泊2日で栃木県日光方面に行っております。中学校につきましては、主な行程が大きく異なっている状況でございます。また、宿泊形態もホテル又は旅館泊が1校

で、残りの5校は民泊を行っている状況が明らかになっております。

10ページから「2-2 小中学校修学旅行のアンケート調査結果」でございます。小学校の参加児童に対する調査の中では、「1 事前の学習を活かすことができた。」については90パーセント以上、「2 豊かな自然や文化に触れることができた。」についてはほぼ満点の98パーセント、「3 友だちと友情を深めることができた。」についても非常に肯定的な意見をいただいております。

一方、12ページから小学校の保護者に対する調査でございます。「1 お子さんは楽しい思い出をつくることができたと思いますか。」については99パーセントの保護者が肯定的な意見を持っているということが明らかになりました。以降、「2 教育的観点から有意義であったと思いますか。」についても同様の結果で、小学校の保護者のアンケートについても概ね肯定的な意見をいただいております。13ページの「5 今後の修学旅行に向けて、ご意見やご提言はありますか。」について「ある」と回答した主な意見としては、「市からの補助金交付はありがたい。」「安全面に配慮（台風接近や大雨への対応）が必要である。」というような意見をいただいたところでございます。

13ページから14ページまでが、中学校の参加生徒に対する調査でございます。こちらについても、「1 事前の学習を活かすことができた。」に対する肯定的な意見が90パーセントを超えていたり、「2 豊かな自然や文化に触れることができた。」についても98パーセント、また「3 友だちと友情を深めることができた。」についても肯定的な意見が認められております。そのような中、「5 貴重な体験活動をすることができた。」という問いに対しまして、中学校6校中5校が民泊で様々な体験活動を実施しておりますけれども、その中でも96パーセントの生徒が貴重な体験活動をすることができたということで、肯定的な意見となっているところでございます。また、「6 楽しい思い出をつくることができた。」についても非常に高い肯定感が得られている状況でございます。

一方、16ページから中学校の保護者に対する調査でございます。「1 お子さんは楽しい思い出をつくることができたと思いますか。」については90パーセント弱が肯定的な意見、「2 教育的観点から有意義であったと思いますか。」についても同様でございます。また、特徴的なところといたしましては17ページの「5 今後の修学旅行に向けて、ご意見やご提言はありますか。」というところで、「ある」が99パーセント、「ない」が1パーセントでした。この「ある」と回答した内容の分類につきましては下段に記載のとおりで、やはり民泊についてのご意見が多く出てきたものでございます。主な意見としては

18ページに記載しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

19ページでは、海老名市修学旅行検討委員会の中で行った「2-3 旅行者からのヒアリング内容」を記載しております。1つ目の丸では、「海老名市の中学校修学旅行は県内でも最先端（特徴的）で、各校で独自に行程を組み、民泊型や体験学習を多く取り入れている。」というような意見をいただいたり、6つ目の丸では「小学校修学旅行は全校とも日光方面なので、一括契約によって価格を抑制することは可能である。」ということですが、しかしながら「現実には各小学校が希望する日程や行程があるため難しい状況にある。」というような意見もいただいております。

このような中、20ページでは「2-4 小中学校修学旅行における課題」ということで、海老名市修学旅行検討委員会委員の意見やアンケート調査の結果から課題を抽出したものを記載しております。1点目として「保護者が修学旅行のねらい等を十分に理解できていないこと」、このことについては、保護者に対して、事前に修学旅行の目的やねらいなど、十分な説明や周知を行う必要があるという意見が出ました。

2点目として「修学旅行は保護者にとって経済的な負担があること」ということから、今年度よりその一部を補助しているところでございますけれども、今後、保護者の経済的な負担を考慮して、安全面等の質的低下を招かないように価格抑制に努める必要があるという意見をいただいたところでございます。また、

3点目として「修学旅行の活動内容に差が生じていること」ということで、民泊型修学旅行の場合に差が生じている現状が指摘されております。

4点目として「活動内容が形骸化している」ということについては、各校の修学旅行の目的やねらいを明確にして、児童生徒が自主的・実践的に活動できるように、活動内容を見直し、さらなる創意工夫をしていく必要があるという意見をいただきました。

5点目として「安全面や健康面に対応すること」については、旅行先での自然災害や事故等が発生した場合、食物アレルギーのある児童生徒がいる場合等について、適切に対応する必要があるという意見でございます。

このような、海老名市修学旅行検討委員会委員からの意見を踏まえまして、21ページ及び22ページには、今後の修学旅行の在り方について、また、修学旅行にかかる保護者負担経費についての提言を報告書としてまとめたところでございます。

今般、これらの提言を踏まえまして、議決いただきたい部分として先ほどご説明いたしました、海老名市立小中学校修学旅行の在り方についての方針（案）を策定したもので

ございますので、よろしくご審議のほどお願いしたいと思います。

以上でございます。

○伊藤教育長 ただいま説明がありました。海老名市修学旅行検討委員を今年度設置して、小中学校の修学旅行について検討してきたところでございます。その前は、保護者負担経費の軽減ということで、制服やジャージ等について検討いたしました。その中で、修学旅行については別途検討するということにしていたので、今年度検討をスタートしたものです。発端としては保護者の負担軽減という観点から始まっているものですが、修学旅行の在り方そのものについても、ここで方針を策定したいものでございます。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いします。

○海野委員 保護者の負担軽減という部分については、やはり保護者の方から話をきくととても助かったとのことですので、是非継続していただきたいと思います。

修学旅行の内容ですけれども、報告書19ページの旅行者からのヒアリングに「修学旅行を入札によって行っている自治体は、詳しく調査していないためわからないが、首都圏内では聞いたことがない。」とあるのですが、このことについてはどのような見解でしょうか。

○教育支援課長 自治体として入札を行っているところが聞いたことがないという回答だったのですけれども、それを、今回の提言を踏まえて、一部の学校で学校単位として試行的に行ってみるのはどうだろうか、というご意見が海老名市修学旅行検討委員会ではありました。

○海野委員 内容なのですけれども、小学校は教育課程の中で日光に行くということが決まっているのでしょうか。

○教育長 それは決まっていません。色々検討した中で最終的にどの学校も日光ということにして、それを毎年継続しているだけであって、距離や学習内容等は決まっていて、海老名市にとっては日光が一番それらの条件に合っているのだと思います。子どもたちにとっても日光は楽しいということで、ずっとそうになっているのかもしれませんが。ただし、間違いなく修学旅行は教育課程の一環ですから、学校が子どもたちにとって一番適切だと思う修学旅行の内容を検討して決定していくべきだと思います。なので、日光から変更することは、保護者等へはもちろん事前に説明をして、納得を得られればそれは可能なことなのです。

○海野委員 市内それぞれの学校の方針によって、行先は変わっても良いということでは

ね。

○**教育長**　そうです。13校それぞれが決めることですので。ただ、実をいうと、関東一円ほとんどの学校が日光でして、相模原市等一部の学校しか日光以外のところへは行ってないのですよね。

○**酒井委員**　子どもの安全の確保という部分についてなのですが、「学校は、事故防止のための万全の配慮をして、児童生徒の安全を最優先とし、自然災害などの不足の事態にも対応できるように、避難の手順や連絡体制を整えておく。」というところで、今年度今泉小学校修学旅行は台風のときで、どこどこの川が氾濫している等ニュースでやっているときに実施されましたよね。そういう危険な場所の近くも通るし保護者の方がすごく心配している声も聞きました。学校から、今子どもたちは到着しました、無事ですというようなアナウンスがもう少し欲しいというニーズが保護者側にはあったのですが、学校としてはあまりたくさん発信しても逆に心配させるかもしれないという考え方の相違があったと聞いています。そこにギャップがあることによって心配事がより深刻になってしまうこともあると思うので、これは決まり事にするということではないのですが、もう少し保護者の気持ちに寄り添って連絡をしたり、写真を送ったりしてもらえると、保護者にとっても安心なのかなと思います。また、連絡体制をどのようにとっていくのかというと、一番簡単なのはスマートフォンを子どもに持たせるというのが便利だとは思いますが、それはそれでまた別の問題が起きてしまうことも容易に考えられるので、何かあった時の連絡先というのはもう少し考えてもらって、保護者がより多くの情報を拾うことができるように方法を考えていっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○**教育長**　これはご意見として承りたいと思います。よろしいでしょうか。

○**酒井委員**　はい。お願いします。

○**海野委員**　海老名市立小中学校修学旅行の在り方についての方針（案）のうち、今後の修学旅行の在り方の1つ目で、修学旅行の目的やねらい等を周知するために、説明会を開催するなどして説明責任を果たすとありますが、具体的にやるとしたら、新しく入学した1年生に対して、3年生になったらこういう修学旅行をしますと周知していくような予定でしょうか。

○**教育長**　学校によってという部分もありますが、1年生のタイミングで行先を決めるのであれば、その時点から説明していかなければいけないと思いますけれども、現在こういう経過で検討が進んでいますというような形で、その都度都度で逐一情報提供をしながら

話を進めていくような形になるのではないかと思います。決定するタイミングでは必ず説明がされているように、決定してからこうなりましたってお知らせしても遅いので、説明があってから決定するようにしてほしいという考えでございます。

○海野委員 修学旅行につなげるように、1年生の時点からこういう教育方針でやっていきますという教育課程の進め方はしますか。

○教育長 それはもちろん、1年生ではこれに取り組むというような説明はして、教育課程における説明責任は果たすということになります。

○海野委員 そういうふうに丁寧に説明していけば、急に決まったというように保護者の方が疑問を抱くようなこともないと思います。これまでは、保護者へ何の説明もなく急に決まっているというような印象を持っている方がそれなりにいると思いますので。そのこのところの進め方はぜひよろしくをお願いします。

○教育長 丁寧な説明を心がけていきたいと思います。ただ、ここでの説明責任とはどういうことかということ、例えば説明責任を果たした結果、私は反対だから私の子どもは修学旅行に行かせないというような、そういう論点の問題でもないのです。今まで、学校で決めたことを保護者は受け入れるものだという慣習の中できてしまっていました。でも、特に修学旅行は多額の費用がかかるわけで、保護者が5万円以上支払うという負担を考えると、やはりちゃんと説明を果たさないといけないだろうということです。学校の行事を実施するにあたっての意識を変えていかなければいけないという考えです。そういう意味で、保護者の理解と協力を得るためにも、しっかりと説明責任を果たして、ひとつの意識改革にもなればなと思っています。

○平井委員 小学校の修学旅行についてなのですが、全校の修学旅行において選定した業者とかかった費用、日程等を一覧にして出すと、業者によって相当費用に差があって、それがそのまま続いてしまっているような状況があるのですよね。どうしてこのような現象がおきるかということ、前例踏襲というか、修学旅行実施の1年前には行先等を決めなければならないので、業者の見直しもせず、宿泊先の関係もあってあまり検討もしないまま翌年の予定を入れてしまうのです。そんな形で修学旅行はずっとやってきました。これまでは、そんなやり方も通ってしまっていた時代だったと思うのですけれども、今はそういう時代ではなくて、子どもたちの生活、学び、保護者の負担等を考えると、改めてここで在り方を見直す機会を持たなくてはいけないのだと思います。これまでの修学旅行は、これで当たり前のように思いながらやってきてしまったものではあるのですけれども、改めて

この海老名市立小中学校修学旅行の在り方についての方針（案）を読むと、今までこのような観点を少しでも持って修学旅行に取り組んできたのだろうかと思わされてしまいます。例えば、安全面についても、今は様々な想定外の自然災害が毎年のように起こっていますけれども、私が教員をしていた頃にはそのようなこともほとんどありませんでしたので、大した心配もなく修学旅行に連れていくことができていました。だから、今までのやり方でも成り立っていたと思うのですが、これからは、特にこの安全面等については非常に大事になってくると思いますので、改めてこれについては学校としても最大限に考えていかなければならないことですので、報告書の中に提言として載せていただいたことは非常に良いことだと思います。

それから、競争入札ということで、これもまずはやってみるということが必要かなと思います。業者によって、特にバス借上の料金が大きく違うこともあります。子どもの見学場所、入園料や宿泊料などはそんなに大きな変化はないと思うのですね。ですから、そういう部分も含めて、学校で試行的に実施していくということは是非お願いしたいと思います。

それから、海老名市立小中学校修学旅行の在り方についての方針（案）の裏面、22ページの一番下の項目で、修学旅行が中止になった際の費用についての記載があります。これがないと、子どもたちから集めてきたお金を、修学旅行を実施できていないのにも関わらず、全額返金することができなくなることもあります。なので、これについても市として検討していくということは、学校にとっても非常に良いと思いますし、保護者の負担も軽減されるのではないかと思います。

全体を通して、今まで見過ごしてきてしまったことを、教育委員会としても学校としても改めて見直す良い機会になると思いますし、特に説明責任を果たすというのは大きいと思いますので、きちんと必要なことが網羅されて、環境が整備されていくのだなというように感じています。

○伊藤教育長 ほかにはいかがですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○伊藤教育長 それでは、ほかにご意見、ご質問等ないようですので、議案第24号を採決いたします。この件について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。日程第4、議案第24号を原案のとおり可決いたし

ます。

○伊藤教育長 以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしましたので、教育委員会 3 月臨時会を閉会いたします。